

[事案 2019-162] 新契約無効請求

・令和2年3月4日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人から、払済保険への変更について誤説明を受けたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人から、平成20年に契約した終身保険を止めて、新規に別の保険を契約してほしいと提案され、平成21年7月に本契約を払済保険に変更し、同年8月に別に積立利率変動型終身保険（申立外契約）の契約をした。しかし、本契約を払済保険に変更する際、募集人から「止めてもいつでも復活できるし、解約しなければ利息もつき、死亡保障は一生付く」と説明されたが、復活することはできなかったため、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人は、平成21年7月、本契約を払済保険に変更する請求をし、同日、積立利率変動型終身保険の契約申込みをしたが、これは、積立利率変動型終身保険の積立利率や解約返戻金の推移に魅力を感じて、申立人自身の判断により行ったものである。募集人が、本契約を止めてもいつでも復活できるし、解約しなければ利息もつき、死亡保障は一生付くと説明した事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、払済保険への変更時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、払済保険への変更提案に際して、募集人に誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。